

○ 新旧対照表 診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン

(下線は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1・2 (略) 3 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針 診療用放射線の利用に係る安全な管理に当たっては、放射線診療を受ける者の被ばく線量に対して医療目的や画質等とのバランスを考慮した上で、関係学会の策定したガイドライン等を参考に、各医療機関で対象となる放射線診療機器等の線量を評価し最適化の検討を行うこと（線量管理）及び放射線診療を受ける者に対する放射線診療機器等の線量を適正に管理するために放射線診療を受ける者の被ばく線量等を記録しておくこと（線量記録）が必要である。 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針として、次に掲げる項目について指針に記載すること。なお、当該改善のための方策として、当ガイドラインで示す線量管理及び線量記録以外に各医療機関で行われている取組について記載することも可能である。 (1) 線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等 線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等を記載すること。線量管理及び線量記録については、以下に掲げる放射線診療機器等が対象となる。なお、これらの医療機器等以外の放射線診療機器等についても、必要に応じて線量管理及び線量記録の対象とすることが望ましい。 ・ 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 ・ 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	1・2 (略) 3 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針 診療用放射線の利用に係る安全な管理に当たっては、放射線診療を受ける者の被ばく線量に対して医療目的や画質等とのバランスを考慮した上で、関係学会の策定したガイドライン等を参考に、各医療機関で対象となる放射線診療機器等の線量を評価し最適化の検討を行うこと（線量管理）及び放射線診療を受ける者に対する放射線診療機器等の線量を適正に管理するために放射線診療を受ける者の被ばく線量等を記録しておくこと（線量記録）が必要である。 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針として、次に掲げる項目について指針に記載すること。なお、当該改善のための方策として、当ガイドラインで示す線量管理及び線量記録以外に各医療機関で行われている取組について記載することも可能である。 (1) 線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等 線量管理及び線量記録の対象となる放射線診療機器等を記載すること。線量管理及び線量記録については、以下に掲げる放射線診療機器等が対象となる。なお、これらの医療機器等以外の放射線診療機器等についても、必要に応じて線量管理及び線量記録の対象とすることが望ましい。 ・ 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 ・ 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置

改正後	改正前
- 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 - 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置 - X線C T組合せ型循環器X線診断装置 - 全身用X線C T診断装置 - X線C T組合せ型ポジトロンC T装置 - X線C T組合せ型S P E C T装置 - 診療用放射性同位元素使用器具 - 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 - 診療用放射性同位元素 (2) ・ (3) (略) 4 ～ 6 (略)	- 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 - 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置 - X線C T組合せ型循環器X線診断装置 - 全身用X線C T診断装置 - X線C T組合せ型ポジトロンC T装置 - X線C T組合せ型S P E C T装置 (新設) - 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 - 診療用放射性同位元素 (2) ・ (3) (略) 4 ～ 6 (略)